

鳥取県地域支援事業交付金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">鳥取県地域支援事業交付金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（交付金の交付）</p> <p>第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる市町村等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う市町村等に対し、本交付金を交付する。</p> <p>ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町村等が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）</p> <p>イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記2及び3により市町村等が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）</p> <p>ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町村等が行う事業（以下「任意事業」という。）</p> <p>2 本交付金の額は、次により算出するものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ア 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にか</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県地域支援事業交付金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（交付金の交付）</p> <p>第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる市町村等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う市町村等に対し、本交付金を交付する。</p> <p><u>（1） 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村等</u></p> <p>ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1の第2の1により市町村等が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）</p> <p>イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記4及び5により市町村等が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）</p> <p>ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記6により市町村等が行う事業（以下「任意事業」という。）</p> <p><u>（2） 旧介護予防事業を実施する市町村等</u></p> <p><u>ア 旧法第115条の45第1項第1号に基づき、実施要綱別記3により市町村等が行う事業（以下「旧介護予防事業」という。）</u></p> <p><u>イ 包括的支援事業</u></p> <p><u>ウ 任意事業</u></p> <p>2 本交付金の額は、次により算出するものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>（1） 前項第1号に掲げる市町村等の場合は、次により算出するものとする。</u></p> <p>ア 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>かる収入額を含む</u> 寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。<u>ただし、第1欄の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の区分については、本算出方法による選定額では、地域包括支援センターの事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、最長平成32年度までの間において、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、個別協議により認められた額を選定額に置き換えるものとする。</u></p> <p><u>(※) 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとする。</u></p> <p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>(雑則)</p>	<p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。</p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる市町村等の場合は、次により算出するものとする。</u></p> <p><u>ア 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、旧介護予防事業と包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の基準額の合計（包括的支援事業（社会保障充実分）は除く）は、給付見込額（介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第269号）第2条の規定による旧政令第37条の13第1項及び同条第2項に規定する給付見込額をいう。）に0.03を乗じて得た額（給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.015を乗じて得た額に300万円を加えた額）とする。</u></p> <p>イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>(雑則)</p>

改正後（新）				改正前（旧）																			
<p>第10条 略</p> <p><u>第11条 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。</u></p> <p><u>その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。</u></p> <p><u>なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日付け健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。</u></p> <p>附 則 略</p> <p><u>この要綱は、平成29年8月10日から施行し、平成29年度事業から適用する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> <th>4 交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td><u>一次号に掲げる市町村以外の市町村等</u> <u>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</u> <u>イ 当該市町村等における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た</u></td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予</td> <td>12.5 ／100</td> </tr> </tbody> </table>				1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	介護予防・日常生活支援総合事業	<u>一次号に掲げる市町村以外の市町村等</u> <u>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</u> <u>イ 当該市町村等における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た</u>	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予	12.5 ／100	<p>第10条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> <th>4 交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td><u>介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む）の事業開始の前年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る）及び旧介護予防事業の費用総額に当該市町村の7</u></td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予</td> <td>12.5 ／100</td> </tr> </tbody> </table>				1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	介護予防・日常生活支援総合事業	<u>介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む）の事業開始の前年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る）及び旧介護予防事業の費用総額に当該市町村の7</u>	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予	12.5 ／100
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率																				
介護予防・日常生活支援総合事業	<u>一次号に掲げる市町村以外の市町村等</u> <u>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</u> <u>イ 当該市町村等における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た</u>	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予	12.5 ／100																				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率																				
介護予防・日常生活支援総合事業	<u>介護予防・日常生活支援総合事業（年度途中の実施も含む）の事業開始の前年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る）及び旧介護予防事業の費用総額に当該市町村の7</u>	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予	12.5 ／100																				

改正後（新）			改正前（旧）				
	<p><u>額</u> <u>(1) 平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</u> <u>(2) 平成29年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）</u> <u>ロ 当該市町村等における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</u> <u>(1) 平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度の75歳以上被保険者数変動率と平成28年度の75歳以上被保険者数変動率と平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</u> <u>(2) 平成29年度の予防給付費額</u> <u>二 平成27年度から平成29</u></p>	<p>防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。)、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。)、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>			<p><u>5歳以上高齢者の伸び（注）を乗じて得た額とする。なお、平成27年度から29年度までは上記計算式から当該年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る）の総額を除いた額とする。</u> <u>また、上記の計算式のほか、以下の計算式による基準額を選択可能とする。</u> <u>介護予防・日常生活支援総合事業の事業開始の前年度の予防給付総額及び旧介護予防事業の費用総額に当該市町村の75歳以上高齢者の伸び（注）を乗じて得た額から当該年度の予防給付の総額を除いた額とする。</u></p>	<p>防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。)、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。)、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスC及び通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p><u>年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町村等</u></p> <p><u>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</u></p> <p><u>イ 当該市町村等における前号イ（1）に掲げる額に1.1までの範囲内の値を乗じて得た額から同号イ（2）に掲げる額を控除して得た額</u></p> <p><u>ロ 当該市町村等における前号ロ（1）に掲げる額に1.1までの範囲内の値を乗じて得た額から同号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額</u></p> <p><u>※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率</u></p> <p><u>※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成27年</u></p>						

改正後（新）				改正前（旧）			
	<p><u>度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</u></p> <p><u>※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度の75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</u></p> <p>なお、市町村等における総合事業の円滑な実施に配慮し、基準額を超える場合について、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>						
					<p>なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、基準額を超える場合について、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p> <p><u>ただし、平成27年度から平成29年度までについては、事業開始の前年度の費用額に1.1を乗じた額の範囲内で、個別協議を不要とする。</u></p> <p><u>（注）10月1日時点の住民基</u></p>		

改正後（新）				改正前（旧）			
					本台帳における75歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3か年の平均伸び率		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>旧介護予防事業</u>	<p>給付見込額に0.02を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合は、給付見込額に0.015を乗じて得た額とする。</p>	<p>旧介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、二次予防事業のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業に従事する保健師に係る経費を除く。</p>	
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）及	略	略	19.5 ／100	包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）及	略	略	19.5 7.5 ／100

改正後（新）				改正前（旧）			
び任意事業				び任意事業			
包括的支援 事業（社会保 障充実分）	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村等の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が適当と認める額とする。</p> <p>なお、現に実施されていない事業については標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎事業分 1,058千円 ・規模連動分 3,761千円×地域包括支援センター数（注） <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層（市町村圏域）8,000千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層（日常生活圏域）4,000千円×日常生活圏域（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p>			包括的支援 事業（社会保 障充実分）	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村等の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が適当と認める額とする。</p> <p>なお、現に実施されていない事業については標準額に含めることはできない。</p> <p>①実施要綱の別記5の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎事業分 1,058千円 ・規模連動分 3,761千円×地域包括支援センター数（注） <p>②実施要綱の別記5の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層（市町村圏域）8,000千円 <p>ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層（日常生活圏域）4,000千円×日常生活圏域（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 <p>※日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p>		

改正後（新）			改正前（旧）				
	<p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 10,266千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上推進事業 6,802千円 <p>※ <u>ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</u></p> <p>④ 実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,272千円×地域包括支援センター数（注） <p>（注）法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</p>				<p>③実施要綱の別記5の3に掲げる認知症総合支援事業・認知症初期集中支援事業 10,266千円</p> <p>※ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上推進事業 6,802千円 <p>④実施要綱の別記5の4に掲げる地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,272千円×地域包括支援センター数（注） <p>（注）法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</p>		

改正後（新）

様式第1号の1（1）別添 1

様式第1号の1別添 1

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱第3条第1項のアの事業）

実施主体	〇〇市	
実施時期	年 月 日から実施	
対象経費支出予定額		円
上限額		
(1) 原則の上限額		円
(2) 選択可能な上限額（給付全体）		円
(3) (1)の10%特例選択		円
(4) (2)の10%特例選択		円
上限超過の理由（以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）		
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等	
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等	
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等	
	その他	
内容（具体的に記載）		

※上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

改正前（旧）

様式第1号の1 (1) 別添

様式第1号の1(1)別添

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱第3条第1項(1)のアの事業）

実施主体	〇〇市	
実施時期	年 月 日から実施	
対象経費支出予定額		円
上限額		
(1) 原則の上限額		円
(2) 選択可能な上限額（給付全体）		円
(3) (1)の10%特例選択		円
(4) (2)の10%特例選択		円
上限超過の理由（以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）		
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等	
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等	
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等	
	その他	
内容（具体的に記載）		

※上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

改正後（新）

改正前（旧）

様式第1号の1別添2

(新規)

様式第1号の1別添2

市町村名: _____

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(アーイ)	0円	C欄(注)	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出予定額 (オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託 を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オーウ)	0円	D欄(注)	
特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式5における協議額を記入。

注 特例額への記入がある場合、当該額をD欄に記入し、A～C欄は空欄とすること。

改正後（新）

様式第1号の2

様式第1号の2

平成 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱第3条第1項のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事業費	円	
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名（事業費）」には、様式2別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正前（旧）

様式第1号の2

様式第1号の2

平成 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱第3条第1項の(1)、(2)のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事業費	円	
事業名 (事業費)	事業内容	実施目標
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名（事業費）」には、様式1号の2別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正後（新）		改正前（旧）	
様式第1号の2別添 様式第1号の2別添 任意事業		様式第1号の2別添 様式第1号の2別添 任意事業	
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	介護給付等費用適正化事業	①認定調査状況チェック ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 ⑥給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給	家族介護支援事業	⑧介護教室の開催 ⑨認知症高齢者見守り事業 ⑩健康相談・疾病予防等事業 ⑪介護者交流会の開催 ⑫介護自立支援事業
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	その他の事業	⑬成年後見制度利用支援事業 ⑭福祉用具・住宅改修支援事業 ⑮認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑯認知症サポーター等養成事業 ⑰重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑱高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑲介護サービスの質の向上に資する事業 ⑳地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉑家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

改正後（新）

様式第1号の3

様式第1号の3

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱第3条第1項のイの事業）

実施主体	〇〇市									
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施				
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施				
社会保障充実分 総事業費	円		標準額 (4事業の合計額)		円					
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	
	0円	(イ)等の会議	(ウ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(ク)その他の研修				
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層			第2層					
		コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体					
0円	0人	0箇所	0人	0箇所						
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置					
	0円	0箇所			0箇所					
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議					
	0円	0回			0回					
総事業費が標準額を 超過する主な理由										

(注)

- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱第3条第2項に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。
- 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

改正前（旧）

様式第1号の3

様式第1号の3

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱第3条第1項の(1)、(2)のイの事業）

実施主体	〇〇市									
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施				
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施				
社会保障充実分 総事業費	円		標準額 (4事業の合計額)		円					
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	
	0円									
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層			第2層					
		コーディネーター	協議体	コーディネーター	協議体					
0円	0人	0箇所	0人	0箇所						
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置			認知症地域支援推進員設置					
	0円	0箇所			0箇所					
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議					
	0円	0回			0回					
総事業費が標準額を 超過する主な理由										

(注)

- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱第3条第2項に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。
- 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

改正後（新）

様式第1号の4

様式第1号の4

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業（交付要綱第3条第1項のイ・ウの事業）

実施主体	〇〇市	
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		
実施時期	平成 年 月 日から実施	
②主要介護給付等費用適正化事業		
事業名 （事業費）	事業内容	実施目標
認定調査状況 チェック （ 円）		
ケアプランの点検 （ 円）		
住宅改修等の点検 （ 円）		
医療情報との突合 ・縦覧点検 （ 円）		
介護給付費通知 （ 円）		
③小規模自治体に該当		

（注）

- 「（事業費）」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。
- ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

改正前（旧）

様式第1号の4

様式第1号の4

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の特例上限額適用に係る事業実施計画書

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業（交付要綱第3条第1項②(1)のイ・ウの事業）

実施主体	〇〇市	
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		
実施時期	平成 年 月 日から実施	
②主要介護給付等費用適正化事業		
事業名 （事業費）	事業内容	実施目標
認定調査状況 チェック （ 円）		
ケアプランの点検 （ 円）		
住宅改修等の点検 （ 円）		
医療情報との突合 ・縦覧点検 （ 円）		
介護給付費通知 （ 円）		
③小規模自治体に該当		

（注）

- 「（事業費）」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業内容」には、各事業ごとの事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（平成26年8月29日老介発0829第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）に基づき都道府県が策定した第3期適正化計画を踏まえ、市町村が作成した実施目標と整合性が図られていること。また各事業ごとに1年間で達成すべき目標について、上記指針を踏まえ、定量的・定性的な観点から記入すること。
- ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

改正後（新）

様式第3号の1別添 1

様式第3号の1別添 1

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱第3条のアの事業）

実施主体	〇〇市		
実施時期	平成 年 月 日から実施		
実績額	0円（計画額： 0円）		
上限額			
(1) 原則の上限額			0円
(2) 選択可能な上限額（給付全体）			0円
(3) (1)の10%特例選択			0円
(4) (2)の10%特例選択			0円
上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	その他		
内容（具体的に記載）			

※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較が隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

・その他・・・内容が詳細に分かるように具体的に記載する。

改正前（旧）

様式第3号の1 (1)別添

様式第3号の1 (1)別添

平成 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱第3条第1項(1)のアの事業）

実施主体	〇〇市		
実施時期	平成 年 月 日から実施		
実績額	0円（計画額： 0円）		
上限額			
(1) 原則の上限額			0円
(2) 選択可能な上限額（給付全体）			0円
(3) (1)の10%特例選択			0円
(4) (2)の10%特例選択			0円
上限超過の理由（下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること）			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	その他		
内容（具体的に記載）			

※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

改正後（新）

改正前（旧）

様式第3号の1別添2

(新規)

様式第3号の1別添2

市町村名:

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄(注)	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄(注)	
うち指定介護予防支援等 にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(ア～イ)	0円	C欄(注)	
地域包括支援センターの運営 にかかる対象経費支出額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委 託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかかる 収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を 乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オ～ウ)	0円	D欄(注)	
特例額	0円	(注)	別紙様式第2様式5による協議を行い、厚生労働大臣が特に必 要と認めた場合、その認めた額を記入する。

注 特例額への記入がある場合、当該額をD欄に記入し、A～C欄は空欄とすること。

平成 年 県 市 町 村 地域支援事業交付金精算書

受取先名

区分	区	事業種類	交付先その他の の収入額		差引額 G/A-B	経費対照 差支出額	基準額	交付基本額	交付金額 交付金総額	交付金 交付金総額	交付金 受入総額	差引額 C/D		備考	備考		
			A	B								1	2				
1. 国の補助交付事業	区	(1) 一般交付事業															
		ア 一般交付事業の対策者団体等															
		イ 補助費交付交付事業															
		ロ 補助費交付交付事業															
		ハ 一般交付事業交付事業															
		ニ 一般交付事業															
		ヘ 介護施設等費用助成交付事業															
		ヘ 地域自治体等補助交付事業															
		コ 一般交付事業経費等															
		ク 一般交付事業経費等															
2. 国の特別交付事業	区	(1) 国の特別交付事業(地域自治体交付金)の運用															
		イ 経費等															
		ロ 介護施設等費用助成交付事業															
		ハ 経費交付事業															
		ニ その他の事業															
		ヘ 民生委員等助成交付事業															
		ヘ 福祉職員、民生委員等交付事業															
		コ 地域自治体等補助交付事業															
		ク 民生委員等助成交付事業															
		ク 民生委員等助成交付事業															
3. 国の特別交付事業	区	(1) 国の特別交付事業(社会福祉充実交付事業)															
		イ 経費等															
		ロ 民生委員等助成交付事業															
		ロ 民生委員等助成交付事業															
		ハ 経費交付事業															
		ニ その他の事業															
		ヘ 民生委員等助成交付事業															
		ヘ 福祉職員、民生委員等交付事業															
		コ 地域自治体等補助交付事業															
		ク 民生委員等助成交付事業															

様式第3号の1(2)

注1 1. 本欄には、交付事業の経費2項に、交付先その他の収入額を記入する。

2. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

3. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

4. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

5. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

6. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

7. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

8. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

9. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

10. 本欄には、C/Dの差額及び経費対照の算出額を記入する。

交付先名	
交付先住所	
交付先電話番号	
交付先FAX番号	
交付先メールアドレス	
交付先代表者氏名	
交付先代表者職名	
交付先代表者印	
交付先代表者印捺印	

改正後(新)

(削除)

改正前(旧)

改正後（新）

様式第3号の2（略）

様式第3号の3

様式第3号の3

平成 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱第3条のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事業費	円 (計画額: 円)	
事業名 (事業費)	実施内容	効果
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業名（事業費）」について、事業名は様式第3号の3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正前（旧）

様式第3号の2（略）

様式第3号の3

様式第3号の3

平成 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱第3条第1項の(1)、(2)のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業	
	イ 家族介護支援事業	
	ウ その他の事業	
	実施主体	〇〇市
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事業費	円	
事業名 (事業費)	実施内容	効果
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		
(円)		

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業名（事業費）」について、事業名は様式第3号の3別添より番号を記入し、事業費には対象経費実支出額を記入し、**実施**計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 「実施内容」は、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

改正後（新）		改正前（旧）	
様式第3号の3別添 様式第3号の3別添 任意事業		様式第3号の3別添 様式第3号の3別添 任意事業	
介護給付等費用適正化事業	① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修等の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知 ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	介護給付等費用適正化事業	①認定調査状況チェック ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知 ⑥給付実績を活用した分析・検証事業 ⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧ 介護教室の開催 ⑨ 認知症高齢者見守り事業 ⑩ 健康相談・疾病予防等事業 ⑪ 介護者交流会の開催 ⑫ 介護自立支援事業 ⑬ 介護用品の支給	家族介護支援事業	⑧介護教室の開催 ⑨認知症高齢者見守り事業 ⑩健康相談・疾病予防等事業 ⑪介護者交流会の開催 ⑫介護自立支援事業
その他の事業	⑭ 成年後見制度利用支援事業 ⑮ 福祉用具・住宅改修支援事業 ⑯ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑰ 認知症サポーター等養成事業 ⑱ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑲ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑳ 介護サービスの質の向上に資する事業 ㉑ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉒ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	その他の事業	⑬成年後見制度利用支援事業 ⑭福祉用具・住宅改修支援事業 ⑮認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 ⑯認知症サポーター等養成事業 ⑰重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業 ⑱高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ⑲介護サービスの質の向上に資する事業 ⑳地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 ㉑家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

改正後（新）

様式第3号の4

様式第3号の4

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱第3条のイの事業）

実施主体	〇〇市														
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施									
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施									
社会保障充実分 総事業費	円					標準額 (4事業の合計額)					円				
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)						
	0円	(イ)等の会議		(ウ)の相談窓口	(エ)の相談員等	(カ)多職種研修	(ク)その他の研修								
		0回		0箇所	0人	0回	0回								
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層									
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体							
	0円	0人		0箇所		0人		0箇所							
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置									
	0円	0箇所				0箇所									
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議									
	0円	0回				0回									

(注)

- 「事業費」には、対象経費実支出額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。
右欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。

改正前（旧）

様式第3号の4

様式第3号の4

平成 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱第3条第1項の(1)、(2)のイの事業）

実施主体	〇〇市														
実施時期	①平成 年 月 日から実施					②平成 年 月 日から実施									
	③平成 年 月 日から実施					④平成 年 月 日から実施									
社会保障充実分 総事業費	円					標準額 (4事業の合計額)					円				
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)						
	0円														
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層				第2層									
		コーディネーター		協議体		コーディネーター		協議体							
	0円	0人		0箇所		0人		0箇所							
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置				認知症地域支援推進員設置									
	0円	0箇所				0箇所									
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議				地域ケア推進会議									
	0円	0回				0回									
総事業費が標準額を 超過した主な理由															

(注)

- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱別表に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）から（ク）については、実施要綱の事業内容（ア）から（ク）とする。
下欄には実施の場合は○、未実施の場合は×を記入すること。
- 「充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過した場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

改正後（新）

様式第3号の5

様式第3号の5

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の
特例上限額適用に係る事業実施報告書

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱第3条第1項のイ・ウの事業）

実施主体	〇〇市	
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		
実施時期	平成 年 月 日から実施	
②主要介護給付等費用適正化事業		
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等	
認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
③小規模自治体に該当		

(注)

- 1 「事業費（実施計画額）」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。
- 3 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。
小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

改正前（旧）

様式第3号の5

様式第3号の5

平成 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の
特例上限額適用に係る事業実施報告書

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営等）及び任意事業（交付要綱第3条第1項の1のイ・ウの事業）

実施主体	〇〇市	
①介護予防・日常生活支援総合事業の実施		
実施時期	平成 年 月 日から実施	
②主要介護給付等費用適正化事業		
事業名 (事業費)	主要5事業に係る取り組みの効果検証等	
認定調査状況 チェック (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
ケアプランの点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
住宅改修等の点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
医療情報との突合 ・縦覧点検 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
介護給付費通知 (円)	①目標に照らした現状の評価	
	②分析の結果明らかになる課題の整理	
	③目標の達成に向けた改善策の検討	
③小規模自治体に該当		

(注)

- 1 「事業費」には、対象経費実支出額と実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「主要5事業に係る取り組みの効果検証等」には、事前の目標設定を踏まえ、①から③の項目ごとに記入すること。
- 3 ③は平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村の場合、右欄に○を記入すること。
小規模自治体に該当する場合は、②を記入しなくても可。

改正後（新）	改正前（旧）																																																																																																																																																
<p>様式第4号 様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">職氏名 印</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度鳥取県地域支援事業交付金交付決定通知書</p> <p>年 月 日第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域支援事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業 本交付金の対象事業の内容は、〇〇〇の記載のとおりとする。</p> <p>2 交付決定額等 本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 算定基準額</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td> 内訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（社会保障充実分）</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 交付決定額</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 内訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（社会保障充実分）</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 交付額の確定 本交付金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県地域支援事業交付金交付要綱（平成18年12月8日付第200600131375号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条の規定を適用して算定した額とする。</p> <p>4 補助規程の遵守 本負担金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。</p>	(1) 算定基準額	金		円					内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円					包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円				(2) 交付決定額	金		円					内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円					包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円				<p>様式第4号 様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">職氏名 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度鳥取県地域支援事業交付金交付決定通知書</p> <p>年 月 日第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域支援事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業 本交付金の対象事業の内容は、〇〇〇の記載のとおりとする。</p> <p>2 交付決定額等 本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 算定基準額</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td> 内訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧介護予防事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（社会保障充実分）</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 交付決定額</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 内訳</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧介護予防事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 包括的支援事業（社会保障充実分）</td> <td>金</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 交付額の確定 本交付金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県地域支援事業交付金交付要綱（平成18年12月8日付第200600131375号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条の規定を適用して算定した額とする。</p> <p>4 補助規程の遵守 本負担金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。</p>	(1) 算定基準額	金		円					内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円					旧介護予防事業	金		円					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円					包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円				(2) 交付決定額	金		円					内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円					旧介護予防事業	金		円					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円					包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円			
(1) 算定基準額	金		円																																																																																																																																														
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円																																																																																																																																													
(2) 交付決定額	金		円																																																																																																																																														
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円																																																																																																																																													
(1) 算定基準額	金		円																																																																																																																																														
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円																																																																																																																																													
	旧介護予防事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円																																																																																																																																													
(2) 交付決定額	金		円																																																																																																																																														
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金		円																																																																																																																																													
	旧介護予防事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金		円																																																																																																																																													
	包括的支援事業（社会保障充実分）	金		円																																																																																																																																													